

～ 漁業担い手支援制度を活用して、あなたも「はぼろ」で漁師になりませんか！



羽幌町漁業担い手支援制度のお知らせ

No	助成の種類	対象者	補助内容	助成対象経費	助成額
1	資格取得支援	新規就業者 漁業従事者	・漁業に必要な知識及び技術の修得を目標として、専門的施設や講習会等で、次の資格を取得する場合 (1)小型船舶操縦士 (2)特殊無線技士 (3)潜水士	研修費、寮費、 宿泊費、交通費 雑費	上限10万円 助成対象経費の2/3以内 (離島地区は3/4以内) ※上限額の範囲内で複数回の助成可
2	総合的研修等支援	新規就業者 漁業継承者 自立経営者	・漁業に必要な知識及び技術の修得(資格取得を含む) ・漁業経営に関する専門知識の修得を目的とする次の研修 (1)北海道立漁業研修所における総合研修(総合コース) 又は漁業経営に関する専門的研修 (2)(1)と同等以上の研修であると町長が認める研修	研修費、寮費、 宿泊費、交通費 雑費 ※ 上限50万円	助成対象経費の2/3以内 (離島地区は3/4以内) ※1人につき1回の助成
3	基盤整備等支援 ※令和8年4月1日から拡充	漁業継承者 自立経営者	・漁業経営のための基盤整備若しくは強化又は経営の効率化を図るため、漁船等を購入する場合 ※漁業継承又は自立経営の開始に当たり購入する場合、及び開始後3年以内に購入する場合に限る。	漁船(新造船の建造を含む)、 漁業機器漁具等の購入に要する経費	上限200万円 助成対象経費の2/3以内 (離島地区は3/4以内) ※上限額の範囲内で複数回の助成可
4	経営継続支援	自立経営者	・自立経営開始後1年後に支援費として助成(最大3年間) ※1)専業者とは、自家漁業収入のみ ※2)第1種兼業者とは 自家漁業収入>その他の収入 ※3)第2種兼業者とは 自家漁業収入<その他の収入	経営継続支援金 (1)専業者 50万円×3年間=150万円 (2)第1種兼業者 30万円×3年間=90万円 (3)第2種兼業者 15万円×3年間=45万円	



【留意事項】

※令和8年4月1日時点の内容です

(1) 用語の意味(漁協=北るもい漁業協同組合です。)

- ①新規就業者：漁協の組合員である親族又は第三者の経営において、新たに漁業に就業しようとする者
- ②漁業従事者：漁協の組合員である親族又は第三者の経営において、現に漁業に従事する者
- ③漁業継承者：漁協の組合員の資格を取得し、親族又は第三者の経営を継承して、漁業経営を行おうとする者又は行っている者
- ④自立経営者：漁協の組合員の資格を取得し、新たに漁業経営を行おうとする者又は行っている者



羽幌町マスコットキャラクター「オロ坊」

(2) 助成(支援)対象者

- ・町内に住所を有する方
- ・おおむね45歳以下の方
- ・町税等を滞納していない方

■お問い合わせ先

羽幌町役場 農林水産課 水産林務係
住所：北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1
電話：0164-68-7008

「友だち登録」をお願いします！

羽幌町公式

羽幌町公式

LINE

Instagram



(3) その他

- ・No1～No3の助成対象経費は、国や道等から助成される費用がある場合は当該費用を除いた額となります。

FAX：0164-62-1219
E-mail：n-suisanrinmu@town.haboro.lg.jp
ホームページ：https://www.town.haboro.lg.jp

※事業実施前に町へ補助金申請が必要です。(補助金交付決定前に事業を実施した場合、補助対象外となりますのでご注意ください。)